

社会福祉法人 円相会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人円相会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であつて、その名称の如何なるを問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和4年3月9日より施行する。

別表1 役員の報酬

(1) 理事

名 称	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回あたり 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための職務	時間あたり 2,000円

(2) 監事

名 称	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回あたり 5,000円
監事監査等への出席	1回あたり 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための職務	時間あたり 2,000円

別表2 評議員の報酬

名 称	報酬の額
評議員会への出席	1回あたり 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための職務	時間あたり 2,000円